

平成 29 年 6 月 13 日

山形県中小企業団体中央会 会長 殿

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」  
に関する要請書

日頃から労働行政の推進に当たり格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府では労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。

山形県においても、年間総実労働時間が全国平均と比べ長くなっていることなどから、平成 29 年 2 月 10 日に県内の労使団体、県及び関係機関による「正社員転換・働き方改革推進会議」を開催するなど、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」の取組を進めているところです。

「働き方改革」は、本年 3 月 28 日に政府としてまとめた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」と位置づけられるなど、非常に重要な課題です。「働き方改革」の実現のためには、これまでの働き方を大きく見直すことが必要であり、各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれています。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として一昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。また、本年 2 月からは、働き方改革を促し、消費活性化のため、月末金曜日の早期退社を促す「プレミアムフライデー」も開始されたところです。



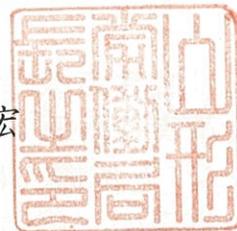
国家公務員については、より一層の業務の効率化を図り、朝型勤務やフレックスタイム制等を活用するなど、本年度も働き方を含めた生活スタイルの変革に向けた取組を率先することとしています。

各企業においても、それぞれの企業の実情に応じ労使の自主的な取組を行っていただくことを期待しております。

本年の取組の推進に当たりましては、「ゆう活」の本来の趣旨は単なる始業時刻の前倒しではなく、仕事と生活の調和の実現であり、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であることなどのポイントや、各企業において積み重ねてきていただいた取組事例などを周知し、それぞれの企業や働く方の実情に応じて、まずは事業所内の取り組みやすい部署から、あるいは夕方の活用を要望する方から、労使の話し合いも踏まえ取り組んでいただけるよう展開してまいります。

つきましては、これまでも貴団体より、傘下企業等への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に向けた周知啓発に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

山形労働局長 庭山佳宏



(参考)

「ゆう活」の取組に関する情報

([http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/summer/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/summer/))

